平成２４年（フ）第３０１号
岡山県赤磐市桜が丘西10丁目19番17号
破産者　八幡かの子
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３１８号
岡山市中区湊381番地69
破産者　加藤　幹雄
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３１９号
岡山市中区湊381番地69
破産者　加藤美枝子
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３２２号
岡山市北区原1201番地１
破産者　平野　浩一
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３２３号
岡山市北区原1201番地１
破産者　平野奈津子
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４９８号
広島市中区光南３丁目４番24―301号
破産者　田中　和子（旧姓高田）
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６９号
山口県岩国市元町２丁目３番３―201号　ロイヤル元町
破産者　石橋　秀一
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第７５号
山口県岩国市美和町渋前1560番地２
破産者　北林　夏生
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第１３３号
徳島市上助任町三本松370番地の３　城ノ内アビタシオン407号室
破産者　森　　美香
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４３号
愛媛県大洲市東若宮12番地２　クラシーゼ・テールＡ棟103
破産者　山内　　鮎
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（フ）第４８号
愛媛県南宇和郡愛南町中浦823番地
破産者　岩﨑　澤美
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第１０１号
大分県津久見市大字長目574番地
破産者　五十川文夫
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１０２号
大分県津久見市大字長目574番地
破産者　五十川富士美
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３０９号
大分市中津留１丁目５番14号　コーポキタデ108
破産者　赤嶺奈津美
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３１６号
大分市金池町１丁目１番12号
破産者　河野　　健
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３２６号
大分県別府市大字鶴見1382番地の９
破産者　三浦　久人
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

入札公告

以下のとおり一般競争入札に付します。
平成 24 年 11 月 16 日
独立行政法人国立美術館分任契約担当役
国立新美術館長　青木　　保

1　調達内容
⑴　調達件名　国立新美術館管理・運営業務（以下「本件業務」という。）
⑵　調達件名の特質等　民間競争入札実施要項による。
⑶　契約期間　平成25年４月１日から平成28年３月31日まで
⑷　履行場所　東京都港区六本木７―22―２　国立新美術館
⑸　入札方法　落札者の決定は、総合評価方式をもって行うので、競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、参加資格を満たしていることを証明する書類（以下「入札参加表明書等」という。）、入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）、総合評価のための本件業務の具体的方法、その質の確保の方法等に関する書類（以下「提案書」という。）を提出すること。
　また、入札参加者は本件業務に必要な一切の経費について、入札書に記載の上、提出すること。
　なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった経費の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加者資格
⑴　独立行政法人国立美術館契約事務取扱細則第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において、平成24年度の関東甲信越地域の「役務の提供等」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤの等級に格付けされている者であること。
⑶　入札参加者は、単独で当該業務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体（当該業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合の扱いは、以下のとおりとする。
①　入札書類提出時までに共同事業体を結成し代表者を定め、他の者は構成員として参加すること。なお、代表企業は本件業務に関する美術館との間で行われる報告、調査、指示等の一切の業務について、構成員を代表し又は代理して、その責任において行うこと。
②　代表者がやむを得ない事由により本件業務の遂行が不可能になった場合に備えて、共同事業体の構成員の中に、代表者の役割を代行する者を含むこと。
③　参加に際して、当該共同事業体の代表者及び他の構成員の役割、責任の分担、代表者の役割を代行する構成員並びに構成員が共同事業体の業務について連帯して責任を負う旨明記した協定書（又はこれに類する書類）を作成し、入札書類と併せて提出すること。
④　共同事業体の構成員は、他の共同事業体の構成員となり、又は、単独で参加することはできない。
⑤　中小企業等協同組合法（昭和24年６月１日法律第181号）に基づき設立された事業協同組合又は特別の法律によって設立された組合が入札に参加する場合においては、その組合員が他の共同事業体に参加し、又は単独で入札に参加することはできない。
　なお、共同事業体として入札する場合には、以下の⑷及び⑸並びに⑹については、当該業務を実施する者が満たしているものとし、その他の要件については全ての構成員が満たしているものとする。